

春日部市・小樽市の連携協力に関する都市間協定

春日部市と小樽市は、お互いが持つ資源や特徴を生かしながら、連携・協力をして、それぞれの地域の活性化及び持続的な成長に向けた取組を推進するため、次の条項により協定を締結する。

(連携・協力事項)

第1条 両市は、この協定に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力をして取り組むものとする。

- (1) 災害対策に関する相互応援による「安全・安心なまち」づくりの推進
- (2) その他必要に応じた取組の推進

(取組推進のための情報交換等)

第2条 両市は、この協定に基づく取組を効果的に推進するため、情報交換や意見交換を行うものとする。

(覚書の締結)

第3条 第1条に掲げる事項の取組の実施については、必要に応じて、別途、覚書を締結するものとする。

(協定内容の変更)

第4条 両市のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものである。

(疑義の協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じた事項については、両者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市が署名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年7月4日

埼玉県春日部市中央六丁目2番地

春日部市長

北海道小樽市花園2丁目12番1号

小樽市長
